

【表紙】

【発行登録番号】	27-関東84
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月24日
【会社名】	ヤマハ株式会社
【英訳名】	YAMAHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中田 卓也
【本店の所在の場所】	浜松市中区中沢町10番1号
【電話番号】	053(460)2158
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 西山 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目17番11号 ヤマハ株式会社東京事業所
【電話番号】	03(5488)6611
【事務連絡者氏名】	東京事業所管理担当次長 鈴木 宏幸
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年7月2日)から1年を経過する日(平成28年7月1日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	0円(注)1 197,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

ヤマハ株式会社東京事業所

(東京都港区高輪二丁目17番11号)

ヤマハ株式会社大阪事業所

(大阪市此花区島屋六丁目2番82号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	未定 (注) 1
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	未定
割当日	未定 (注) 3
払込期日	無償にて発行するため払込期日はありません。 新株予約権発行の日は未定です。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 株主に割り当てる新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める無償割当基準日における最終の当社の発行済株式総数（但し、当社の有する普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2 新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社普通株式の全株主（但し、当社を除きます。）。

3 新株予約権の無償割当ての効力発生日

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ヤマハ株式会社 普通株式 単元株式数は100株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権1個につき1株とします。
新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注) 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定 (注) 2
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定 (注) 2
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定 (注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。
- 2 当社取締役会で定めるところによります。また、後記「第3 その他の記載事項」記載の対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項及び取得条件を設けることがあります。

(3) 【新株予約権の引受け】 該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で割当てられるものであり、新株予約権の割当て自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金は未定であります。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」を承認いただき新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下、「本プラン」といいます。）を更新しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉である、楽器等のハードウェアを主体としたメーカービジネスと、音楽教室等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携、伝統技術と最先端技術の集積及びそれらを融合する製品開発力、高い品質・コストパフォーマンスの実現と安定的な商品供給を可能とするグローバルな生産体制及びグローバルな販売網による顧客密着のマーケティング活動、独自の価値創造を推進する研究開発活動とヤマハデザイン、事業活動を担う人材の長期的な確保・育成と、積極的なCSR活動（社会貢献活動）等を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本プランの概要

(1)本プランに係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

(2)新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(3)独立委員会の利用及び株主意思の確認

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（以下、「株主意思確認総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(4)本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

3. 本プランに係る手続

(1)対象となる買付等

本プランは、次の 若しくは に該当する買付その他の取得、若しくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従っていただくものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとし、

(2)意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(3)買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、買付者等による買付等の方法等の事情も考慮のうえで当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたいえ、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。なお、かかる追加提出の要請は、買付説明書を受領してから原則として60日以内に行われるものとします。

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、買付者等を被支配法人等とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）

買付等の目的、方法及び具体的内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容並びにそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

買付者等と第三者との間の当社株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇・対応方針

反社会的勢力との関係に関する情報

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報を受領した場合、当社取締役会に対しても、下記 で定める独立委員会検討期間の範囲内において適宜回答期限を定めたいえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等からの買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報を受領してから原則として最長で90日が経過するまでの間（但し、下記（5） に記載する場合には、30日間を超えない範囲内で当該期間を延長することができることとします。以下、「独立委員会検討期間」といいます。）、上記 に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領し、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付け等の内容を改善させるために必要であれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(5)独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手順に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下、「発動事由」といいます。)のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、独立委員会は、当該勧告にあたり、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合 (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的な理由があると判断する場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等のため合理的に必要とされる範囲内(但し、30日間を上限とします。)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うものとします。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(7) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) 独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii) 取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(8) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実・その理由・延長される期間を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4. 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、「本プランに係る手続」(5)のとおり、買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(2) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(3) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法・その適法性、買付等の実行可能性、買付等の後における当社の他の株主等利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合

(4) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」といいます。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所

における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(6)本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、原則として1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(7)本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(8)本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9)当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(10)合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(11)新株予約権証券の発行 本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(12)その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

6. 本プランの有効期間

本プランの有効期間(以下、「有効期間」といいます。)は、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

7. 本プランの廃止及び修正・変更

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引

法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実(後者については修正・変更内容も含む。)その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

8. 法令の改正等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成25年4月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、本プランの条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとしします。

9. 株主及び投資家の皆様への影響

(1)本更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当てに伴い株主及び投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様(以下、「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

「本プランに係る手続」(5)に記載のとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議をした場合であっても、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいてはこれを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、割当対象株主の皆様のお口座への当社株式の振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとしします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力の発生するまでに、これらの必要書類をご提出いただいたうえで、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1個の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、「本新株予約権の無償割当ての概要」の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとしします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値に関しての希釈化は原則として生じません。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、

かかる株主の皆様には、別途、割当対象株主の皆様のお口座への当社株式の振替に必要な情報をご提出いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

10. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されるものであること

本更新は、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本更新につきましては、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会において承認可決の決議がなされております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様様の意思を確認することができるものとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社株式に対して買付等がなされた場合には、本プランの発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされています。また、同委員会の判断の概要については株主の皆様様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年であり、毎年取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第191期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成27年6月24日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参考書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、本発行登録書提出日（平成27年6月24日）現在において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ヤマハ株式会社本社	(浜松市中区中沢町10番1号)
ヤマハ株式会社東京事業所	(東京都港区高輪二丁目17番11号)
ヤマハ株式会社大阪事業所	(大阪市此花区島屋六丁目2番82号)
株式会社東京証券取引所	(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。